

地鶏肉の生産行程についての検査方法

制 定 平成12年11月9日農水告第1411号

最終改正 平成18年2月28日農水告第210号

(適用の範囲)

第1条 この検査方法は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第2項の規定による認定を受けた生産行程管理者及び同法第19条の3第2項の認定を受けた外国生産行程管理者（以下「認定生産行程管理者等」と総称する。）が行う地鶏肉の生産行程についての検査に適用する。

(生産行程についての検査)

第2条 地鶏肉の生産行程についての検査は、当該認定生産行程管理者等が生産荷口（素びなの品種、飼育の始期及び飼育方法を同じくする鶏肉をいう。以下同じ。）ごとに、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 当該生産荷口の生産行程の管理記録（生産に係る鶏舎又は屋外飼育場（以下「飼育施設」という。）の所在地、飼育施設の面積、素びなの品種（交配様式）及び在来種由来血液百分率、素びなの受入日、素びなの受入羽数、28日齢以降の飼育密度及び飼育方法、ふ化日からの飼育期間、食鳥処理日及び食鳥処理羽数についての記録をいう。以下同じ。）の作成
- 二 当該生産行程の管理記録が当該生産荷口に係るものであることの確認
- 三 当該生産荷口に係る生産の方法が地鶏肉の日本農林規格（平成11年6月21日農林水産省告示第844号）第3条に規定する生産の方法についての基準に適合するか否かについての当該生産行程の管理記録の調査による確認

附 則（平成18年2月28日農林水産省告示第210号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年3月1日から施行する。

（登録認定機関又は登録外国認定機関の登録基準に関する経過措置）

- 2 旧登録認定機関（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第9条に規定する旧登録認定機関をいう。）又は旧登録外国認定機関（改正法附則第14条に規定する旧登録外国認定機関をいう。）で、改正法の施行後に改正法附則第9条又は第14条の規定に基づきなお従前の例により認定の業務を行うものについては、この告示による廃止前の第1の1から4まで及び47に掲げる告示の規定は、なおその効力を有する。

（登録格付機関又は登録外国格付機関の登録基準に関する経過措置）

- 3 改正法の施行の際現に改正法による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「旧法」という。）第16条第2項の規定により農林水産大臣の登録を受けている法人（以下「旧登録格付機関」という。）又は旧登録外国格付機関（改正法附則第11条第1項に規定する旧登録外国格付機関をいう。以下同じ。）で、改正法附則第5条第1項又は第11条第1項の規定により格付を行うものについては、この告示による廃止前の第1の5から46までに掲げる告示の規定は、なおその効力を有する。

(農林物資についての検査方法に関する経過措置)

- 4 改正法の施行の際現に旧法第14条第1項の規定により、条例で定めるところにより農林物資の格付に関する業務を行っている都道府県、独立行政法人農林水産消費技術センター、旧登録格付機関、旧認定製造業者（改正法附則第6条第1項に規定する旧認定製造業者をいう。）、旧登録外国格付機関又は旧認定外国製造業者（改正法附則第12条第1項に規定する旧認定外国製造業者をいう。）で、改正法附則第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項、第11条第1項又は第12条第1項の規定に基づき格付を行うものについては、この告示による改正前の第2から第19まで、第21、第22、第33及び第40に掲げる告示の規定は、なおその効力を有する。この場合において、なおその効力を有するものとされるこの告示による改正前の集成材及び構造用集成材についての検査方法5の(1)のイの(7)のb中「(1)及び(2)」とあるのは、「(1)、(2)及び(4)」と、5の(2)のアの(7)中「に準じて試験を行い、その結果、同別記の2」とあるのは「の(1)から(8)までに準じて試験を行い、その結果、(1)から(7)までにあつては同別記の2に、(8)にあつては同規格第3条から第5条までのホルムアルデヒド放散量の基準」と、5の(2)のイの(7)のa中「2の(4)及び(5)」とあるのは「2」と、5の(2)のイの(7)のb中「(6)まで」とあるのは「(6)まで及び(10)」と、「2の(1)から(3)まで」とあるのは「2」とする。

(農林物資の生産行程についての検査方法に関する経過措置)

- 5 旧登録格付機関、旧認定生産行程管理者（改正法附則第6条第2項に規定する旧認定生産行程管理者をいう。）又は旧認定外国生産行程管理者（改正法附則第12条第2項に規定する旧認定外国生産行程管理者をいう。）で、改正法附則第5条第1項、第6条第2項又は第12条第2項の規定に基づき格付を行うものについては、この告示による改正前の熟成ハム類、熟成ソーセージ類及び熟成ベーコン類の生産行程についての検査方法の規定は、なおその効力を有する。